

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

## 事業名 市町村消費者行政活性化補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111 (内 2985)

E-mail：[c11261@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11261@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 21,315 千円 (前年度予算額：28,672 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	28,672	28,672	0	0	0	0	0	0	0
要求額	21,315	21,315	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

消費者の安全・安心を確保するためには、身近な市町村の消費者行政の強化が不可欠である。地域の実情に応じた消費者行政推進に向けた取組を実施するため、国の「地方消費者行政強化交付金」を活用し、市町村を支援する。

### (2) 事業内容

各市町村における以下の目的に合致する事業について補助金を交付する。

#### 【推進事業】

#### ① 基礎的な取組の下支え

- ・センター設置・窓口新設
- ・消費生活相談員の配置と処遇改善
- ・消費生活相談員の養成、レベルアップ (研修の派遣等)

#### ② 消費者問題解決力の高い地域社会づくり

- ・消費者教育推進法の成立を踏まえた消費者教育・啓発の促進 (各種消費者教育・啓発の取組等)

### 【強化事業】

- ①国の施策推進の受け皿としての消費生活センターの機能の充実・強化
- ②成年年齢引き下げに伴う若者への消費者教育など、新たな消費者行政課題に対応する地方消費者行政の充実・強化

### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	21,315	市町村消費者行政活性化に向けた取組に対する補助
合計	21,315	

### 決定額の考え方

### 4 参考事項

#### (1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
  - (2) 安らかに暮らせる地域
    - 3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 3 消費者被害の救済

#### (2) 後年度の財政負担

- ・毎年、事業の継続等について必要な検討を実施

# 事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

#### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成27年3月に消費者庁が示した都道府県が取り組むべき当面の政策目標「地方消費者行政強化作戦」のうち、政策目標1「相談窓口設置」、政策目標2「相談員の配置・資格保有率」については達成された。今後においても、当該体制の維持・充実を図るとともに、政策目標5「消費者安全確保地域協議会の設置」の達成に向けて、消費者安全確保地域協議会の県内人口カバー率を50%に増やす。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
消費者安全確保地域協議会の設置数		30% (H29)	37% (H30)	37% (R1)	50% (R6)	74%

### (前年度の取組)

#### ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

平成21年3月、岐阜県消費者行政活性化基金を造成し、平成21年度より消費者行政活性化に資する事業を実施する市町村に対して補助金を交付している。平成27年には基金への積み立てをやめ、交付金措置に移行。市町村への補助は引き続き実施している。

### (前年度の成果)

#### ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

各市町村においては、補助金を活用して、相談員の確保、相談スペースの拡充等、消費者行政に関する充実・強化が図られており、今後においても、当該体制の維持・充実を図る。

消費者安全確保地域協議会については、岐阜市・大垣市・本巣市・各務原市で設置した。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	消費者安全法において、市町村が消費生活相談を実施することが責務と明示されており、今後も相談体制の維持・充実を図る必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	平成20年度末には相談員配置市町村数は5市町であったが、平成29年度には、県内全市町村での配置を達成するなど効果を得ている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	小規模市町においては、広域相談窓口を設置するなど、市町村の規模に応じた相談体制の構築を行っている。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul> <p>引き続き市町村消費生活相談窓口の拡充・強化及び体制の維持を図るとともに、消費者安全確保地域協議会の設置など、新たな消費者行政課題への対応が必要である。</p>
--

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul> <p>構築された市町村消費生活相談窓口の体制維持・強化及び新たな消費者行政課題への対応を行うため、当該事業を実施していく必要がある。</p>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	